

遠軽町公告第 1 2 号

特定空家等の除却命令の公告

下記特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 14 条第 3 項の規定により必要な措置を命ぜられるべき者であるが、当該所有者等を確知できないため、同法第 22 条第 10 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 2 1 日

遠軽町長 佐々木 修 一

1 対象となる特定空家等

住 所 紋別郡遠軽町白滝 7 1 0 番地
所 在 地 紋別郡遠軽町白滝七壱〇番地、七壱貳番地
紋別郡遠軽町字白滝原野参七参五番地壱・参七参五番地貳
種 類 店舗・居宅
家屋番号 七壱〇番
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺三階建
延べ床面積 一階 72.72 m²
二階 81.57 m²
三階 21.24 m²

2 必要な措置の内容

4 の期限までに 1 の所有者等は、所在地上に存する特定空家等を除却すること。

3 必要な措置を命ずる理由

1 の特定空家等は、屋根、外壁等が剥離しており、そのまま放置すれば倒壊等により保安上危険となる恐れがあるものと認められ、これを放置することは著しく公益に反するため、当該措置を命じるものである。

4 措置の期限

令和 7 年 9 月 5 日

5 遠軽町長による措置

4 の期限までに措置が行われない場合は、遠軽町長又はその命じた者若しくは委任した者（以下、「町長等」という。）が、当該措置を行う。

6 動産等の取扱い

町長等が 5 の措置を行うときは、その内部及び敷地に残置されている動産等を撤去処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに搬出又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記問い合わせ先へ通知すること。

7 遠軽町役場の掲示場への掲示

この公告の内容は、遠軽町公告式条例第 2 条第 2 項に規定する遠軽町役場前の掲示場に掲示する。

8 問い合わせ先

遠軽町民生部住民生活課環境生活担当

電 話 0158-42-4812

F A X 0158-42-3688